

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

香川県監査委員 三谷和夫
 同 大西均
 同 香川芳文
 同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>書損した県税徴収金領収証を無効処理せずに破棄したものがあった。また、収入取扱員があらかじめ領収金額欄未記載の領収書に押印し、その後不用となったにもかかわらず無効処理をしていないものがあった。（県税事務所）</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 県税事務手当について、誤って支給対象外の事務に支給しているものがあった。（県税事務所）</p> <p>（イ） 廃棄物収集処理業務委託において、請求書に記載された首標金額が誤っていた。（文書館）</p> <p>（ウ） 超過勤務手当について、支給漏れがあった（文書館）</p> <p>（エ） 自家用車を使用した出張につ</p>	<p>ア 収入について</p> <p>不用となった領収書については、直ちに無効処理を行った。今後は、適切に無効処理するよう県税徴収金領収証の取扱いを関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 直ちに手当の戻入を行った。今後は、支給に誤りがないよう、職員に支給取扱基準を周知徹底するとともに、複数の職員で確認する。</p> <p>（イ） 受託事業者の様式による請求書において、同一月内の支払対象業務の請求金額と他の委託業務分の請求金額の合計金額が廃棄物収集処理業務分の請求金額として記載されていた。平成29年3月分からは、請求書の様式を改め、当該委託事業分のみ金額を記載させるようにした。</p> <p>（ウ） 直ちに手当を支給した。今後は、支給に誤りがないよう、複数の職員により毎月、関係書類を突合等により確認する。</p> <p>（エ） 直ちに旅費を支給した。今後</p>

いて、旅費が支給されていないものがあつた。(文書館)

(オ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細及び利用証明書を確認しておらず、支給額が過大になっているものがあつた。(営繕課)

ウ 契約について

清掃業務委託について、契約で定める各月業務完了後の報告書や仕様書に定める月間清掃計画表が提出されておらず、契約書や仕様書の見直しを含めて検討する必要がある。あわせて、仕様書で定める業務の履行の確認が十分にできるよう、日報等については適切な様式を用いる必要がある。また、2回目以降の委託料の支出命令書に業務の履行を確認した旨の書類を添付していなかった。

(文書館)

は、支給に誤りがないよう、複数の職員により毎月、関係書類を突合等により確認する。

(オ) 直ちに手当の戻入を行った。今後は、支給に誤りがないよう、複数の職員により毎月、関係書類を突合等により確認する。

ウ 契約について

平成29年度からは、日報の提出だけでなく、月間報告書を提出させるよう改めた。

月間清掃計画表については、その内容が仕様書で定める事項と同一であり、重複して提出させる必要もないことから、平成29年度からは、仕様書において提出させる書類から除外した。

日報の様式については、平成29年7月からは、仕様書で定められた作業項目を全て記載するよう改め、より正確に確認できるようにした。

平成29年度からは、当該業務の履行確認書類を支出命令書と一緒に保存するようになった。